

保安検査基準イメージ（定期自主検査要領との相違点：代表箇所）

保 安 検 査 基 準

（冷凍保安規則関係）

（案）

平成 16 年 月
高压ガス保安協会

． 総 則

1 ． 適用範囲

本基準は、冷凍保安規則(以下「冷凍則」という。)の適用を受ける製造施設の内、冷凍則第40条に規定する特定施設に係る高圧ガス保安法(以下「法」という。)第35条の**保安検査**について適用する。

2 ． 検査項目及び検査方法

．**保安検査**の方法に示す検査項目に応じた方法**又は当該方法に基づき実施された検査についての記録確認**により行う。

3 ． 検査の周期

保安検査は、3年以内に1回以上行う。

. 保安検査の方法

〔例1 検査周期（時期） 削除〕

1. 警戒標 等

1.1 警戒標

製造施設の警戒標に係る検査は目視とし、次による。

【対応規則条項】

冷凍則：第7条第1項第2号

目視検査

外観*に不鮮明な文字、破損、その他の異常のないことを~~1年に1回以上~~目視により確認する。

【解説】

* 外観には、取付位置・記載事項等を含む。

〔例2 定期自主検査 保安検査の文言変更等〕

2. 施設レイアウト 等

2.2 火気の付近にないこと

火気を取り扱う施設(当該製造設備内のものを除く。)の有無に係る検査は目視とし、(1)による。
高圧部と同一の室にある火気を取り扱う施設までの距離に係る検査は、**前回定期自主保安検査**以降の~~1~~**3年間**に高圧部と火気を取り扱う施設の設置位置に変更ないことが明らかな場合は、変更がなされていないことの確認を持って不要とする。
前回定期自主保安検査以降に変更のあった場合の検査は距離測定とし、(2)による。
高圧部が火気との間に設けた防火上有効な壁に係る検査は、目視とし、(3)による。

【対応規則条項】

冷凍則：第7条第1項第1号

(1) 目視検査

高圧部は火気と隔離された部屋に設置されていることを~~1年に1回以上~~目視により確認する。

(2) 距離測定

距離の確保状況について、巻き尺その他の測定器具を用いた距離の実測により確認する。ただし、規定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合は、目視による確認とすることができる。

(3) 目視検査

腐食、損傷、変形、その他の異常のないことを~~1年に1回以上~~目視により確認する。

